別表１

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
(1)外国人労働者新規雇用支援事業	外国人労働者を新たに雇用する事業。ただし、次の要件を満たすこと。 ①市外在住の外国人を雇用し、かつ、就労後又は就労を機に本市に住所を移していること。 ②補助事業者が直接雇用していること。 ③雇用開始日から満３か月を経過していること。ただし、令和７年４月１日以降に雇用された者に限る。 ④雇用開始日時点で、満 34 歳以下の者であること。	補助要件を満たす場合に定額交付	定額 1 人当たり 100 千円
(2)外国人労働者在留資格延長支援事業	外国人労働者の在留資格延長を支援する事業。ただし、次の要件を満たすこと。 ①対象の外国人労働者を補助事業者が継続雇用すること。 ②在留資格を延長した時点で、満 34 歳以下の者であること。	外国人労働者の在留資格延長及び継続雇用等のために要する経費。	補助対象経費の 10 分の 10 以内 （千円未満切捨） 上限 300 千円
(3)外国人労働者受入環境整備事業	外国人労働者を受け入れるために、事業所、施設及び寮等の整備又は改修等を行う事業。ただし、次の要件を満たすこと。 ①補助金交付申請日時点において、外国人労働者を雇用している又は雇用する見込みがあること。 ②（見込みの場合）雇用する見込みがあることを証する資料を提出すること。	外国人労働者の受入環境を整備するために要する経費。ただし、改修工事に付帯しない家庭用電化製品や他の用途に転用可能な備品購入及びトイレの整備に要する経費は補助対象外とする。また、内外装整備は必要最小限度のものとし、建物構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。 【補助対象経費の例示】 Wi-Fi 環境整備、翻訳機の導入、施設内の案内表示等の作成及び設置、多言語マニュアル作成など。	補助対象経費の３分の２以内 （千円未満切捨） 上限 500 千円

（注１）消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

（注２）補助対象経費を明確に区分できない経費は補助対象外とする。（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、社員の人件費等）

（注３）上記に明確な記載がない場合においては、市がその都度審査し、特に認めた場合にのみ補助対象とする。